

浜こ幼第71号

令和2年5月1日

保護者 各位

浜松市長 鈴木康友

(こども家庭部幼児教育・保育課)

登園自粛等の期間延長について

日ごろ、教育・保育活動の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症における対応として、令和2年4月21日付浜こ幼第54号にて「緊急事態宣言発令に伴う登園自粛等について」を通知させていただきました。

現在の緊急事態宣言は5月6日までの期間で発令されており、その後の国の対応については連休中に決定し、公表されることが想定されますが、引き続き、お子様や保育士等の感染を防止し、安全を確保するため、下記のとおり臨時対応期間を延長いたしますので、御協力をお願いいたします。

記

1 感染症拡大防止のための臨時対応期間（期間延長後）

令和2年5月10日（日）まで

※ただし、国の緊急事態宣言が静岡県において5月7日以降も延長された場合、発令されている期間は登園自粛等の対応を継続します。

※緊急事態宣言の対象地域から静岡県が解除された場合の対応については、改めてお知らせします。

2 その他

上記「感染症拡大防止のための臨時対応期間」以外の対応については、令和2年4月21日付浜こ幼第54号「緊急事態宣言発令に伴う登園自粛等について」と同様の取り扱いとなります。

浜松市 こども家庭部 幼児教育・保育課

TEL：053-457-2117・2118